祭典・祭事における露店の取扱いについて

## 暴力団追放胆江地区民会議

暴力団追放胆江地区民会議は、祭典・祭事における露店の取扱いについて、次のとおり 関係団体に強く要請するものとする。

記

## 1 基本

祭典・祭事における露店は、各主催者(祭典実行委員会等。以下「主催者」という。)の 手作り露店を原則とし、暴力団関係者及び過去の言動等から公序良俗に反すると判断される 者の出店は一切認めないこと。

## 2 手作り露店

- (1) 主催者は、自ら運営する手作り露店に、原則として奥州警察署管内居住者の一般 露店商等を一員として参画させようとする場合は、当該一般露店商等について関係 機関と協議の上、適当と認められる者を参画させること。
- (2) 主催者は、一般露店商等の出店を必要とし、かつ、地元居住者等から出店希望がある場合は、出店代表者名、従事者名、販売内容等を記載した露店出店申込書を提出させ、関係機関と協議の上、適当と認められる者に出店許可をすることができる。
- (3) 出店許可を受けた一般露店商等は、許可の条件等に従い、露店を出店するものとし、主催者及び関係機関は、許可の条件等に従わない者がある場合は、出店を中止させるとともに、その者の以後の出店を認めないこと。

## 3 周知

主催者及び関係機関は、指定場所以外での露店の無断出店を防止するため、周辺住民に周知を図ること。